

田野町新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱

令和2年田野町要綱第18号

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大の影響下において、町内の事業者が「新しい生活様式」の定着に配慮し、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行う中小企業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象は、次の各号による。

- (1) 令和2年3月1日から令和3年3月31日までの間に、新しい生活様式（新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に規定する新しい生活様式をいう。）の定着に配慮し、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策のために、別表に規定する機器、備品、消耗品、新サービス等を導入する事業に要する経費とする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。
- (2) 高知県中小企業新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金を活用する者については、その申請額の四分の一に相当する額。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 田野町内に事業所、店舗等を有する者。
- (2) 中芸地区内に事業所、店舗等を有する者で、その代表者が田野町住民基本台帳に登録されている者。
- (3) 事業の実施に当たって、必要な許認可（飲食事業者の場合、必要とする食品関係許可）を取得し、関係法令を遵守していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員ではないこと又はそれらと密接な関係を有しないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、20万円を上限とし、補助金の交付は1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(補助金の変更申請)

第7条 補助事業者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ補助金変更申請書(様式第3号)を提出し、町長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を中止しようとするとき。
- (2) 補助金の額に変更が生じるとき。
- (3) その他、事業内容に変更が生じるとき。

2 前項の規定による町長の承認については、補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 第6条及び第7条の規定による交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業が完了したときは、補助金実績報告書(様式第5号)に必要書類を添えて、令和3年3月31日までに町長に報告しなければならない。

(交付額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による補助金の交付の確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、前条に規定する補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(交付の申請等の特例)

第11条 既に第2条に規定する補助対象となる事業を実施した者が補助金の交付を受けようとするときは、第5条から第8条までの規定にかかわらず、田野町新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第8号)に必要書類を添えて、令和3年3月31日までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による補助金の交付申請及び実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定及び確定し、田野町新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付決定通知書兼交付確定通知書(様式第9号)により、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

3 前項の規定による補助金の交付の決定及び確定を受けた者が補助金を請求しようとする

るときは、前項に規定する補助金交付決定通知書兼確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	補助対象経費
機器及び備品	空気清浄機、自動水洗手洗器への改修、自動水洗トイレへの改修、自動扉への改修、IT活用に伴うパソコンやタブレット端末の購入、アクリル板等によるパーティション、非接触型検温器、自動手指消毒器等
消耗品	マスク、アルコール消毒液、フェイスシールド、ビニール手袋、テイクアウト容器等
新サービス	キャッシュレス決済導入に係る費用、店舗のリフォーム費用、業態転換に伴う費用（システム構築費等）